

遺品の整理と形見分け 遺品整理は分野別にまとめて

自宅の遺品整理



葬儀が一段落したら故人の遺品整理を行ないます。一口に遺品と言っても衣類、装身具、家具、書籍、手紙、書類、メモなどさまざまな分野があり、遺品整理は想像以上に大変な作業です。形見分けを行うならそのことを念頭に整理していきます。まず、「使えるもの」、「保存するもの」、「焼却するもの」、「処分するもの」に分けて進めるとよいでしょう。日記、住所録、メモ帳、手紙などは、いつ必要になるか分かりませんので、最低1年間は一か所にまとめて保存しておきましょう。衣類を形見分けに差し上げることは失礼にはあたりませんので、希望する人のためにクリーニングに出すものと処分するものとに分けて整理しましょう。また、仕事上の書類は後日会社の人に確認してもらう必要がありますので一つにまとめておくことをおすすめします。もっとも注意しなければならないのが預金通帳、株券など有価証券、税金関係の書類など金銭に関する書類です。これらは財産相続ということになり、法律的な諸手続きが必要となりますので大切に保管してください。故人名義の預金通帳は必要書類がなければ勝手に解約することはできません。また、「焼却するもの」については遺品を供養してから焼却する「お焚き上げ」という方法があります。専門業者が行っている地域もありますが、わからない場合は葬儀社やお寺、神社に相談するとよいでしょう。

形見分け



形見分けは希望しない人に差し上げるのは失礼です。あくまでも希望される人や遺言があった場合と考えてください。形見分けを行う日に特に決まりはありませんが、仏式は四十九日忌法要が済んでから、神式は五十日祭のとき、キリスト教は1カ月後の昇天記念日が多いようです。渡すときに包装紙に包む必要はありません。

(アドバイス)

●故人が会社で勤めていた場合、ロッカーや机の引き出しに私物を置いていることがありますので、職場で迷惑をかけないよう、なるべく早めに整理しに行く必要があります。事前に会社で連絡を入れてから出向き、会社の人に立ち会ってもらいと私物が会社のものか半断でき、スムーズに進みます。私物は持ち帰ってから処分する方がよいでしょう。逆に自宅に会社の鍵などがあれば、このとき持参すると何度も足を運ぶこともなくなります。また、同僚からの借金、借り物、飲食店などに未清算金がないかなど確認することも大切です。

●勤務先で加入していた社会保険は死亡により権利を失います。扶養家族

	<p>となっていた遺族は居住地の国民健康保険に一日も早く加入手続きをしてください。</p> <p>【勤務先への確認事項】</p> <p>退職金の有無、最終給与、社会保健関係、団体生命保険、社内預金の有無。</p>
--	---